

新たな認証制度 始まります

～豚認証集団に関する証明規程制定 令和 8(2026)年 4 月 1 日施行～

「系統造成」は国や県が中心となって推進してきました。この取り組みによって、一般社団法人 日本養豚協会が証明する高能力かつ均一な種豚集団(系統)を造成し、生産者へ種豚を供給してきました。一方、近年都道府県等では予算規模の縮小や施設の老朽化等により新系統の造成や既存系統の維持が困難となりつつあります。

また、豚熱をはじめとする伝染性疾病の流行等とも相まって、国産純粋種豚の種豚登録や子豚登記頭数の減少、国内育種基盤の縮小が大きな課題です。さらには、円安や世界的な気候変動、情勢不安により海外からの育種資源の入手も厳しくなっており、国産純粋種豚改良の停滞が懸念されています。

そのため、これらの群を有効活用しながら「系統造成」とは別に、継続的かつ柔軟に運用できる新たな認証基準を設け、各都道府県を中心とした国産し純粋種豚種豚改良を活性化し、全国的な改良体制の基盤強化に繋げていきます。

【新たな認証制度が協議会に与えるメリット】

○協議会参加機関の拡充

改良の取組当初や外部導入直後など多様な状況で育種価を利用する際、安定的に評価できる協議会の育種価がより有用。

協議会の育種価ランキングは、外部導入において有用。

○育種価の推定精度向上

認証制度では継続的なデータ収集が必要なため、協議会データ拡充とそれに伴う育種価の推定精度向上が期待。

○遺伝資源の保全

系統造成以外の純粋種集団が維持される体制が構築。

規程も掲載しましたのでご一読ください。

なるほどね

